

## 質問に対する回答

No.1

番号	頁・項目	質問事項	回答
1	仕様書7 P3 業務の概要②	<p>優先交渉権後に現地調査を行うとあります。提案書式に「調査業務」に関するものがないことから、現地調査に関する提案は不要という認識でお間違いないでしょうか。</p> <p>また、既存の数量や型式調査にはコストが発生します。「調査業務」は業務内容とされていないことから、機器仕様書に記載の数量を正としたうえでの現地調査という認識でお間違いないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり現地調査に関する提案は不要です。しかし、様式15号の自由提案書に記載することは妨げません。</p> <p>数量は器具仕様書に記載された数量を正としてください。ただし、仕様書P7(1)②にあるように、現地調査等の結果により内容が変更となる場合があることに留意してください。</p>
2	仕様書10 P6 損害賠償	<p>第三者への損害賠償について<b>賃借人</b>が負担するものとあります。これは施設賠償保険への加入するものという理解でよろしいでしょうか？賠償内容の条件均一化のためにご教示ください。</p>	<p>仕様書では、第三者への損害賠償は「賃借人」ではなく、「賃貸人」が損害賠償の責を負う.とされています。また、「仕様書」の他「実施要領」にもリスク分担が示されています。</p> <p>受注者が総合的にご判断いただければと考えております。</p>
3	器具仕様書	<p>仮設足場等の積算の為、天井高4m以上の高所作業が必要となる箇所について御教示ください。また、その其々の内容について御教示ください。</p>	<p>別紙のとおりです。</p>

## 質問に対する回答

No.2

番号	頁・項目	質問事項	回答
4	器具仕様書	養生、特殊作業等の積算の為、施工時に養生が必要となる箇所について御教示ください。また、その其々の内容について御教示ください。	仕様書7(3)⑨には 作業時の養生は原則シート養生とするが、必要な場合は、賃貸人の負担で既存施設及び什器等に既存がないよう適切に養生することとしています。養生については、施設管理者と協議のうえ決定してください。なお、作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行ってください。また、作業終了後は床等の清掃を実施してください。
5	仕様書全体	要求事項に記載されている仕様を満たすことが必須条件と理解しましたが、同等品の定義に関しましては、単なる省エネ効率ではなく、規模の大きな本事業における経済効果、照明環境維持の観点から ◎1本当りの消費電力 ◎1本当りの光束値 に関して、要求事項に示されている消費電力を上限値、光束値を下限値と考え、いずれもクリアすることが条件という認識でお間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	仕様書6 P2	リース対象商品は新品（未使用品）であることを要件とされておりますが、その根拠資料として製造者発行の出荷証明書の提出は必要でしょうか？提出は着工前に完了するという認識でよろしいでしょうか。	使用材料については、工事着工前に使用材料施行承認書として使用する器具等に関する資料を提出していただきます。出荷証明書は、仕様書6(2)②でお示ししてあるとおり、提出していただくこととなります。また、出荷証明書の提出時期ですが基本的には作業の前に提出をお願いいたします。出荷証明書の発行の時期が作業日と同日となる場合等は事前に監督職員と協議するものとします。

## 質問に対する回答

No.3

番号	頁・項目	質問事項	回答
7	仕様書全体	<p>このところ他の自治体における類似の入札において、落札後に落札業者が仕様書内容の変更を求め当初の内容とは大幅に異なるものに変更された事例が複数あったと伺っております。貴市において正当の理由なく本仕様書の変更を求めるものには一切応じないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>他自治体の事例は把握しておりませんので変更の内容は把握しておりません。現時点では仕様書の変更は考えてはおりません。しかし、仕様書に記載のとおり、疑義が生じた場合は、貸貸人と協議をします。</p>
	【追加事項】  契約について	<p>契約注意事項 契約締結に関する事項 （１） 本業務は、那須町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和38年12月25日条例第25号）第2条の規定により、議会の議決が必要です。したがって、議会の議決が得られないときは、契約を締結しません。 （２） 本契約を締結するまでの間において、落札者が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合には、当該契約を締結しない場合があります。 ① 那須町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成22年2月18日告示第12号）に基づく資格停止の措置の対象となった場合。 ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされた場合。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがされた場合であっても、更生計画の許可が決定、又は再生計画の許可の決定が確定し、本町の入札参加資格に係る再審査を受けている場合は、当該申立てがなされていないものとみなします。 （３） 本契約が議会の議決が得られなかった場合、あるいは（２）により本業務の契約をしなかった場合、または本町が仮契約を解除した場合において、落札者に損害が及んだ場合でも、本町は当該落札者に対していかなる責任も負わないものとします。</p>	